第一章　関係政令の整備

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第七項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第五条の三中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第八項」に改める。

第五条の四中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第九項」に改める。

第五条の五の次に次の九条を加える。

（実施計画の認定の申請）

第五条の五の二　法第四十二条の三第一項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）には、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　救急医療等確保事業（法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務の内容

二　救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に関する事項

三　救急医療等確保事業に係る業務の実施期間

四　その他厚生労働省令で定める事項

2　法第四十二条の三第一項の認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び次条各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、実施計画、当該医療法人が法第四十二条の二第一項第一号から第六号まで（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（実施計画の認定）

第五条の五の三　都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定の申請があつた場合において、実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一　実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。

二　実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

三　その他厚生労働省令で定める要件に適合すること。

（実施計画の変更）

第五条の五の四　法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、当該認定を受けた実施計画（この条の規定により実施計画が変更された場合にあつては、その変更後の実施計画。以下「認定実施計画」という。）を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（第三項及び次条において単に「都道府県知事」という。）の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

3　法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（実施計画の実施状況を記載した書類等の提出）

第五条の五の五　法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、当該会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類その他厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる会計年度の区分に応じ、当該各号に定める日後三月以内に、当該各号に掲げる会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

一　次条第一項の規定により法第四十二条の三第一項の認定が取り消された日の属する会計年度　当該取り消された日

二　次条第三項又は第四項の規定により法第四十二条の三第一項の認定がその効力を失つた日の属する会計年度　当該効力を失つた日

（実施計画の認定の取消し等）

第五条の五の六　都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

一　法第四十二条の二第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二　認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備をその実施期間において行う見込みがなくなつたと認めるとき。

三　認定実施計画に従つて救急医療等確保事業に係る業務を行つていないと認めるとき。

四　定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。

五　収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。次号において同じ。）の経営に充てないとき。

六　収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障を来すと認めるとき。

七　不正の手段により法第四十二条の三第一項の認定又は第五条の五の四第一項の認定を受けたとき。

八　法若しくはこの政令若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2　法第六十四条の二第二項の規定は、前項の規定による法第四十二条の三第一項の認定の取消しについて準用する。

3　法第四十二条の三第一項の認定は、認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間の末日限り、その効力を失う。

4　法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、法第四十二条の二第一項の認定を受けた場合には、法第四十二条の三第一項の認定は、法第四十二条の二第一項の認定を受けた日から将来に向かつてその効力を失う。

（法第四十六条の四第二項第三号の政令で定める医事に関する法律）

第五条の五の七　法第四十六条の四第二項第三号（法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。

一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）

二　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）

三　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）

五　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

六　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

七　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）